

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成24～28年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe（水泳） 健康スポーツf（スキーⅠ） 健康スポーツg（スキーⅡ） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項		授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ	2 2		
	・道徳の指導法		社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2	2	※1
	・特別活動の指導法		道徳教育 特別活動論	2 1		
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2		
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		31		32	2	32単位必修

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
		授業科目	必修	選択必修		
日本史及び外国史	20 単位	日本史	2		※2	
外国史		2				
地理学(地誌を含む。)		2				
「法律学, 政治学」		法学	2			
		国際法				4
		行政法Ⅰ				4
		民法・基礎Ⅰ				2
		民法・基礎Ⅱ				2
		刑法Ⅰ				4
		憲法Ⅱ		4		
		行政法Ⅱ				4
		租税法				4
		民法Ⅱ				4
		民法Ⅲ				4
		民法Ⅳ				2
		刑法Ⅱ				2
		国際機構論				4
		商法Ⅰ				4
		商法Ⅱ				4
		商法Ⅲ				4
民事手続法			4			
倒産処理法			2			
知的財産法			4			
労働法			4			
社会保障法			4			
国際経済法			4			
国際取引法			4			
「社会学, 経済学」	経済学入門Ⅰ	2				
	経済学入門Ⅱ	2				
	統計学			2		
	マクロ経済学		4			
	ミクロ経済学		4			
	経済史			2		
	経済分析論			4		
	数理統計学			4		
	計量経済学			4		
	経済データ解析論			4		
	経済学史			4		
	日本経済史			4		
	外国経済史Ⅰ			4		
	国際経済学			2		
	公共経済学			4		
	労働経済学			4		
	産業組織論			4		
	金融論			4		
	国際金融と世界経済			4		
	現代ファイナンス理論			4		
国際貿易理論			4			
国際マクロ経済学			4			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学		2	} 3科目から2科目選択必修		
	倫理学		2			
	宗教学		2			
要修得単位	20		12	8		

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて8単位以上修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「社会科・公民科教育法Ⅱ」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含める(※1)。
- 「教科に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目(4単位)を選択必修とする(※2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表(I)～(VI)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)及び「教科に関する科目」(※日本史、外国史、地理学を除く)は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。